

栃木県公報

平成28年 11月3日(木) 号 外 第68号

目 次

選挙管理委員会

○栃木県知事選挙の期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○栃木県知事選挙における選挙会の場所及び日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○栃木県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日	1
○栃木県知事選挙における各候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時	1
○栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時	2
○栃木県知事選挙における選挙会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	2

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第81号

栃木県知事は、平成28年12月8日に任期が満了するので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、知事の選挙を平成28年11月20日に行う。

平成28年11月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第82号

平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。 平成28年11月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

小 林 恒 夫

栃木県知事選挙選挙長

栃木県宇都宮市駒生1丁目22番27号 栃木県知事選挙選挙長職務代理者

栃木県宇都宮市中戸祭町604番地10 矢野哲也

栃木県選挙管理委員会告示第83号

平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙における選挙会は、次により行う。

平成28年11月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 平成28年11月22日 午前10時

栃木県選挙管理委員会告示第84号

平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場には、平成28年11月3日から同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができる。

平成28年11月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第85号

平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙における政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次により行う。

平成28年11月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 場 所 栃木県庁
- 2 日 時 平成28年11月3日 午後6時

栃木県選挙管理委員会告示第86号

平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行う。

平成28年11月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 場 所 栃木県庁
- 2 日 時 平成28年11月4日 午後6時

栃木県知事選挙選挙長告示第1号

平成28年11月20日執行の栃木県知事選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次により行う。 平成28年11月3日

栃木県知事選挙選挙長 小 林 恒 夫

- 1 場 所 栃木県庁
- 2 日 時 平成28年11月17日 午後6時